請　　　　　　　　書　（工事関係以外）

収　　入

印　　紙

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 給付の内容 | | | | |
|  | | | | |
| 別紙見積書のとおり | | | | |
| 請負代金額 |  | | 支払請求  受理箇所 |  |
| 契約保証金額 |  | | 代金支払箇所 |  |
| 契約の履行期限 |  | | | |
| 連帯保証人 | 債務不履行の場合の遅  延利息、違約金その他  損害金の支払いのため | 住所  氏名 | | |
| 代わって給付を完了す  ることを保証するため  の | 住所  氏名 | | |
| 頭書の　　　　　　　　　　　については、頭書の事項及び次の条項を約諾の上、これを履行します。  　１　給付の目的は、別紙設計書、仕様書及び特約条項に基づき、頭書のとおりこれを三島町役場に納入又は引渡すこと。  　２　貴殿の承諾を得ないで、給付の全部又は大部分の履行を一括して第三者に請け負わせ、若しくは委任させ、又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し承継させ、若しくは担保に供しないこと。  　３　貴殿の都合により給付の内容を変更し、又は、給付を一時中止されること。この場合、貴殿において、頭書の期限によることができないと認めるときは、当該期限を伸縮され、又は、頭書の代金額を増減されること。  　４　前項の場合において、当方が損失を受けたときは、当事者双方が協議して定めた金額を保証されること。  　５　給付が完了したときは、貴殿にその旨を通知すること。この場合、貴殿はその通知を受けた日から起算して１４日以内に給付の完了の確認又は検査を了すること。  　６　前項の確認又は検査の結果、不合格となった給付の目的物については、遅延無く、これを補修の上、再確認又は再検査を受けること。  　７　頭書の代金は、給付の目的物の納入又は引渡し後、所定の手続に従ってした支払の請求が頭書の箇所において受理された日から３０日以内に頭書の箇所において支払われること。  　８　貴殿の都合により、契約の全部又は一部を解除された場合において、当方が損失を受けたときは、当事者双方が協議して定めた金額を保証させること。  　９　頭書の期限までに給付を完了しないときは、日歩２銭７厘の割合で計算した金額を遅延利息として貴殿に納付し、又は当方の受け取るべき代金のうちからこれを差し引かれること。  １０　頭書の期限までに、若しくは期限の経過後相当の期間内に給付を完了する見込みが無いとき、又は、この請書の条項に違反したときは、貴殿において、いつでもこの契約を解除されること。この場合、当方は頭書の代金額の１／１０に相当する金額を違約金として、貴殿に納付し、又は、当方の受け取るべき代金のうちからこれを差し引かれること。  １１　給付の目的物の瑕疵又はその瑕疵によって生じた貴殿の損害については、給付の目的物の納入又は引渡し後１ヵ年間担保の責めに任ずること。  １２　この請書に定めのない事項又は疑問を生じた事項については、当事者双方が協議して定めること。  　　　令和　　年　　月　　日  住所  氏名 ㊞  　　三島町長　矢　澤　源　成　殿 | | | | |